

基融 第27-708号  
平成27年 6月 3日

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近藤 晴貞 殿

一般財団法人 建設業振興基金  
理事長 内田 俊



地域建設業経営強化融資制度の延長及び下請セーフティネット債務保証の利用促進について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本財団の業務につきましてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「地域建設業経営強化融資制度」につきましては、下記のとおり助成内容を変更のうえ、平成27年度末まで延長となりましたが、本制度に係る基金が全て取り崩された段階で助成は終了することとなります(制度は平成28年3月末まで活用できます)。

本財団といたしましては、9月末までに融資実行された分までは助成を行って参りますが、「地域建設業経営強化融資制度」と併せて、「下請セーフティネット債務保証」もご活用していただきますよう、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

下請セーフティネット債務保証

(詳細は本財団HP参照 <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/saftynet.html>)

【主な助成内容】

- ①出来高査定助成 (上限2.5万円)
- ②融資事業者に対する助成 (年間5～30万円)

地域建設業経営強化融資制度

(詳細は本財団HP参照 <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyouka.html>)

【主な助成内容】

- ①金利助成 ※0.5%上限
- ②事務経費助成1 (融資事業者向け) ※廃止
- ③事務経費助成2 (元請建設企業向け) ※廃止
- ④出来高査定助成 ※上限8万円

※被災地要件については、平成26年度と同様の助成

※10月以降に融資が実行された分については、助成金は無くなります(制度は平成28年3月末まで活用できます)。

【担当】

金融支援部(海宝、河原) TEL 03-5473-4575

E-mail kawahara@kensetsu-kikin.or.jp

下請セーフティネット債務保証(SN1)及び地域建設業経営強化融資制度(SN2)相違点

26年度

		SN1	SN2
使用基金	債務保証	建設業安定化基金(保有型) ※1	建設業安定化基金(保有型) ※1
	助成		建設業金融円滑化基金(取り崩し型)
対象工事		①公共工事 ②社会全体の効用を高める施設に係る民間工事 ③被災地域における災害廃棄物の撤去	①公共工事 ②社会全体の効用を高める施設に係る民間工事 ③被災地域における災害廃棄物の撤去
制度の適応要件		当該工事の出来高が受領した前払金を超えた時点から利用可能(直轄工事は出来高が50%を超えた時点)	当該工事の出来高が50%を超えた時点から利用可能(社会全体の効用を高めるための施設に係る民間工事は前払金を超えた時点)
融資時の出来高確認		原則として、債権譲渡先が行う	原則として、債権譲渡先が行う
下請保護		・当該工事に関する下請負人への代金支払い状況、支払計画を債権譲渡先に提出 又は ・元請負人が倒産により下請負人等への支払いができなくなった場合、(①当該工事請負代金の一定割合を限度して、又は②当該請負代金から元請負人への貸付金を精算の上、残余の部分)を元請負人に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約を債権譲渡契約時に定める	当該工事に関する下請負人への代金支払い状況、支払計画を債権譲渡先に提出
助成	金利助成	なし	元請建設業者に対する金利助成(上限年利1.1%)
	出来高助成	被保証者(事業協同組合)に対して出来高査定にかかった費用に係る助成(上限2.5万円)	被保証者(事業協同組合等)に対して出来高査定にかかった費用に係る助成(上限10万円)
	事務経費助成1(被保証者)	なし	被保証者(事業協同組合等)に対し事務経費に係る助成(定額2万円)
	事務経費助成2(元請建設業者)	なし	元請建設企業に対し事務経費に係る助成(上限2万円)
	継続被保証者助成	被保証者(事業協同組合)が行った転貸融資件数の実績に応じて助成(年間5~30万円)	なし
	新規被保証者助成	新規に事業を導入した被保証者(事業協同組合)に対し、事業普及等に要した費用について助成(年間30万円×3ヶ年(原則)) ※2	なし
	下請保護特約履行等助成	被保証者(事業協同組合)に対し、下請負人等への当該工事に係る代金の支払に際して関連して必要となった経費及び債権の確定、もしくは保全等に際して関連して必要となった経費を助成(実費 顧問料を除く)	なし
電子記録債権の活用	-	-	
経営事項審査		本制度における借入金は、経営状況分析「負債回転期間」の負債合計金額から控除することができ、Y評点のアップ(改善)が図れる	本制度における借入金は、経営状況分析「負債回転期間」の負債合計金額から控除することができ、Y評点のアップ(改善)が図れる
その他		-	金融保証 保証事業会社の前払金の支払いを受けている場合、金融保証を受けることにより未完成工事部分の融資を受けることも可能

(※1) 債務保証による保証枠は同一

(※2) 債務保証事業を実施している事業協同組合に対しては既に助成済み

下請セーフティネット債務保証(SN1)及び地域建設業経営強化融資制度(SN2)相違点

27年度

		SN1	SN2
使用基金	債務保証	建設業安定化基金(保有型) ※1	建設業安定化基金(保有型) ※1
	助成		建設業金融円滑化基金(取り崩し型)
対象工事		①公共工事 ②社会全体の効用を高める施設に係る民間工事 ③被災地域における災害廃棄物の撤去	①公共工事 ②社会全体の効用を高める施設に係る民間工事 ③被災地域における災害廃棄物の撤去
制度の適応要件		当該工事の出来高が受領した前払金を超えた時点から利用可能(直轄工事は出来高が50%を超えた時点)	当該工事の出来高が50%を超えた時点から利用可能(社会全体の効用を高めるための施設に係る民間工事は前払金を超えた時点)
融資時の出来高確認		原則として、債権譲渡先が行う	原則として、債権譲渡先が行う
下請保護		・当該工事に関する下請負人への代金支払い状況、支払計画を債権譲渡先に提出 又は ・元請負人が倒産により下請負人等への支払いができなくなった場合、(①当該工事請負代金の一定割合を限度して、又は②当該請負代金から元請負人への貸付金を精算の上、残余の部分)を元請負人に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約を債権譲渡契約時に定める	当該工事に関する下請負人への代金支払い状況、支払計画を債権譲渡先に提出
助成	金利助成	なし	元請建設業者(事業協同組合等)に対する金利助成(上限年利0.5%) ※被災3県の案件については、現行どおり(上限年利1.1%)
	出来高助成	被保証者(事業協同組合)に対して出来高査定にかかった費用に係る助成(上限2.5万円)	被保証者(事業協同組合等)に対して出来高査定にかかった費用に係る助成(上限8万円) ※被災3県の案件については、現行どおり(上限10万円)
	事務経費助成1(被保証者)	なし	なし ※被災3県の案件については、現行どおり(被保証者に対し事務経費に係る助成(定額2万円))
	事務経費助成2(元請建設業者)	なし	なし ※被災3県の案件については、現行どおり(元請建設企業に対し事務経費に係る助成(上限2万円))
	継続被保証者助成	被保証者(事業協同組合)が行った転貸融資件数の実績に応じて助成(年間5~30万円)	なし
	新規被保証者助成	新規に事業を導入した被保証者(事業協同組合)に対し、事業普及等に要した費用について助成(年間30万円×3ヶ年(原則)) ※2	なし
	下請保護特約履行等助成	被保証者(事業協同組合)に対し、下請負人等への当該工事に係る代金の支払に際して関連して必要となった経費及び債権の確定、もしくは保全等に際して関連して必要となった経費を助成(実費 顧問料を除く)	なし
電子記録債権の活用	-	電子記録債権の活用可能	
経営事項審査		本制度における借入金は、経営状況分析「負債回転期間」の負債合計金額から控除することができ、Y評点のアップ(改善)が図れる	本制度における借入金は、経営状況分析「負債回転期間」の負債合計金額から控除することができ、Y評点のアップ(改善)が図れる
その他		-	金融保証 SN2については、保証事業会社の前払金の支払いを受けている場合、金融保証を受けることにより未完成工事部分の融資を受けることも可能

(※1) 債務保証による保証枠は同一

(※2) 債務保証事業を実施している事業協同組合に対しては既に助成済み